308 地方分権改革に関する提案募集による要望

※病院の場合は、週1回を超えて巡回診療・医師派遣を行っていること(直近に終了した会計年度の延べ派遣日数(派遣日数を医師数で乗じた日 週1回を超えて 医師派遣や巡回診療を実施 【提案内容】社会医療法人の認定要件である「へき地医療の支援実績(※)」について、へき地診療所だけで 認定専作のカニア 週4日を超えて診療をおこなっていること(直近に終了した会計年度の診療日が209日以上であること。 類點 一骸栃駝 = 医療法人 一記の要件のもとが 派遣実績として 認める 医師派遣 · 巡回診療等 へき地医療拠点病院 へき地診療所 なく、へき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること 週1回を超えて 医師派遣や巡回診療を実施 一般病院 現行 認定等件のカロア 医療法人 派遣実績として 認めない へき地における診療所の場合は、 数)が53日以上であること 医師派遣 - 巡回診療等 へき地医療拠点病院 くき地影療所 \ \ \ \ 00000

認められるよう検討を進める

地方分権改革に関する提案募集による要望 [387]

エリアが一の「定住自立圏」内にある場合、又は事業規模が一の県に集中している場合は、一の県のみに医 【提案内容】社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人について、設置 療施設を設置している医療法人と同様の取扱いとすること

〇改正後医療法(抄)(平成27年4月1日施行)

第42条の2第1項第4号

数急医療等確保事業(略)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県(二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療 において行っていること 当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県) 法人にあっては、

